

何も知らず対策を打たないと大変なことに・・・！？

「持ち分あり医療法人」対応セミナー

平成 26 年度に導入された「認定医療法人制度」（「持ち分なし医療法人」への移行促進策）は、平成 29 年 6 月に医療法等の一部が改正され、平成 32 年 9 月までの 3 年間延長されました。「認定医療法人」となる適用要件に「運営の適正性」が加わりましたが、役員数、役員の親族要件、医療計画への記載等の要件が緩和されるとともに、「認定医療法人」の適用を受ける条件である出資持分を放棄した際に係る贈与税の非課税対象が大幅に拡大され、平成 19 年 3 月以前に設立された「出資持ち分あり医療法人」の相続・事業承継に対して有効な手段として活用できると考えられます。

本セミナーでは、医療法人の形態別に相続税および贈与税の課税関係の違いと、改正後の「認定医療法人制度」を活用した相続・事業承継対策について分かりやすく解説します。

■日 時：平成 30 年 6 月 16 日(土)16:00～18:00

■場 所：青森県医師会会館 4 階中会議室(青森市新町二丁目 8-21 TEL017-723-1911)
※ 駐車場はございませんので、公共交通機関またはお近くの駐車場をご利用下さい。
(下新町駐車場・県営駐車場等がございます。)

■対 象：医療機関の理事長、院長および事務長

■参加費：組合員 1,000 円 非組合員 3,000 円 当日受付にて承ります。
(非組合員の方もご加入いただくと組合員価格でご参加できますので、ご希望の方は、申込書の加入欄にチェックを入れて下さい。加入申込書と詳しい資料を送付させていただきます。)

■定 員：40 名(定員締切になる可能性があるため、お早めにお申し込みください)

■申 込：6月8日(金)までに裏面申込書にご記入のうえ、FAX、またはメールにてお申込ください。

主催：青森県医師協同組合 / 後援：公益社団法人 青森県医師会

- 【講演内容】
- ① 医療法人の形態と現状
 - ② 経過措置型医療法人の「持ち分」とは？
 - ③ 「持ち分あり医療法人」の相続・事業承継
 - ④ 「持ち分あり」から「持ち分なし」への移行の課税関係
 - ⑤ 「認定医療法人制度」と同制度を活用した場合の相続・事業承継への影響
 - ⑥ 「基金拠出型医療法人」の相続・事業承継

【講師紹介】

大友 弘信氏 株式会社リスクマネジメント・ラボラトリー(株)秋田メディカルサービス提携先)仙台支店長

大学卒業後、(株)ミサワホーム、プルデンシャル生命保険(株)を経て、現職に至る。前職時代から相続対策の実践を経験、事業・財務・相続のコンサルティングを行いながら、現在、秋田メディカルサービス、宮城県医師協同組合の業務委託先となっており、医業経営のコンサルティングをおこなっている。現在、東北地域の医療法人(経過処置型医療法人)から「認定医療法人」移行の相談を多数うけており、宮城県で初めて「認定医療法人」移行をサポート。

必要事項をご記入の上、FAXまたはメールにてお申込ください。締切：6月8日(金)

FAX 017-757-8779

E-mail: info@aomori-ikyo.or.jp

お問合せ先 : 青森県医師協同組合
TEL:017-757-8778 (担当:山崎)

※下記の必要事項ご記入の上 FAX またはメールにて申込みください。

申 込 書

医院名			
お名前		役職	
電話番号		FAX 番号	
メール(任意)			
参加人数	名		

※青森県医師協同組合員様の医療機関は 1,000 円でお申し込みいただけます。

未加入の方は、3,000 円ですが、ご加入希望の方は、組合員価格でご参加いただけますので、次の項目にチェックを入れて下さい。後ほど、加入申込書を送付させていただきます。

青森県医師協同組合に加入する

【事前のご質問事項】※ ぜひ聞いてみたい質問項目がありましたらご自由にご記入ください。

--